

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	学齢簿ファイル
行政機関等の名称	嘉手納町教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育指導課 学務係
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法施行令に基づく学齢簿の編製・調整及び児童生徒の学籍関係業務のため。
記録項目	<p>1. 学齢児童又は学齢生徒に関する事項 氏名、現住所、生年月日及び性別</p> <p>2. 保護者に関する事項 氏名、現住所及び保護者と学齢児童又は学齢生徒との関係</p> <p>3. 就学する学校に関する事項</p> <p>①当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日</p> <p>②学校教育法施行令第九条に定める手続により当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日</p> <p>③特別支援学校の小学部又は中学部に就学する者について、当該学校及び部並びに当該学校の設置者の名称並びに当該部に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日</p> <p>4. 就学の督促等に関する事項 学校教育法施行令第二十条又は第二十一条の規定に基づき就学状況が良好でない者等について、校長から通知を受けたとき、又は就学義務の履行を督促したときは、その旨及び通知を受け、又は督促した年月日</p> <p>5. 就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免</p>

	<p>除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日</p> <p>6. その他必要な事項 市町村の教育委員会が学齢児童又は学齢生徒の就学に関し必要と認める事項</p>	
記録範囲	町の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒	
記録情報の収集方法	学校教育法施行令第一条第二項の規定により町の住民基本台帳に基づき学齢簿を編製する	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	業務システムの環境提供及び保守を行う業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 嘉手納町役場総務課行政係	
	(所在地) 〒904-0293 沖縄県嘉手納町字嘉手納588番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル (電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備 考		